令和7年7月改訂

「電話のユニバーサルサービス制度」により全国の加入電話、公衆電話、緊急通報を支えています。

全国どこでも公平に利用できる電話サービスを
みんなで支える仕組みです。

電気通信事業法で定められる電話のユニバーサルサービスは、日本全国で提供される加入電話（加入電話に相当する光IP電話を含む）、公衆電話、緊急通報（110番・118番・119番）の電話サービスであり、NTT東日本・西日本によって提供されていますが、携帯電話の普及等に伴いNTT東日本・西日本だけでは、その提供費用を確保することが困難な状況となっています。

このため、平成18年度から、電話サービスを提供する会社間で協力してこの提供費用を出し合う「電話のユニバーサルサービス制度」が運用されています。

地域のライフラインや災害等の非常時の通信手段を維持するためにも、「電話のユニバーサルサービス制度」に引き続きご理解とご協力をお願いします。

「電話のユニバーサルサービス制度」の流れ

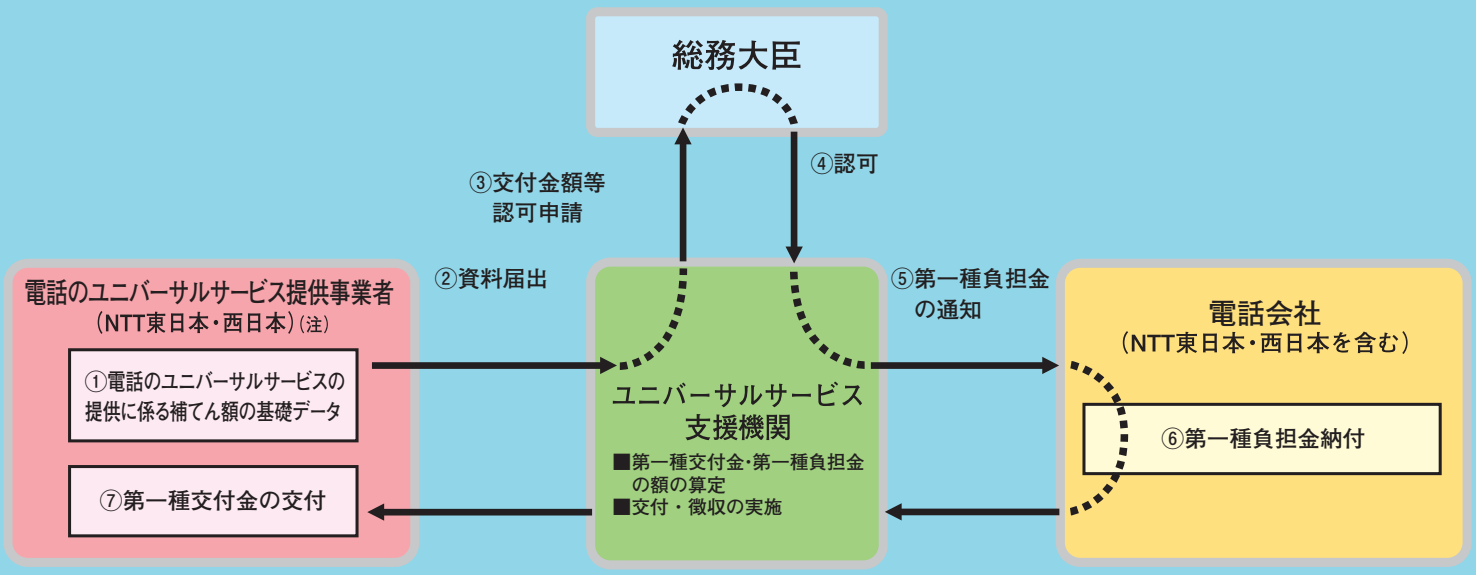

（注）NTT東日本・西日本が電話のユニバーサルサービス提供事業者として指定されています。

総務大臣指定 基礎的電気通信役務支援機関
（ユニバーサルサービス支援機関）

一般社団法人 電気通信事業者協会

電話のユニバーサルサービス制度

Q1 電話のユニバーサルサービスとは?

A. 電気通信事業法により「あまねく日本全国に提供が確保されるべき」と規定されているサービスです。具体的には、加入電話（加入電話に相当する光IP電話等を含む）、社会生活上の安全や戸外での最低限の通信を確保する観点から設置されている第一種公衆電話及び110番、118番、119番の緊急通報が電話のユニバーサルサービスに当たります。
この電話のユニバーサルサービスを維持するため、電話のユニバーサルサービスを提供する第一種適格電気通信事業者(現在、NTT東日本・西日本が指定を受けています)に対し、その提供による赤字額の一部を補てんする制度が設けられています。

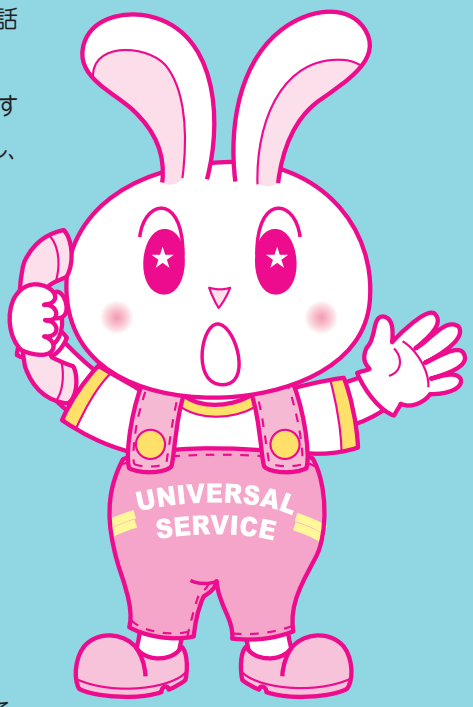

Q2 電話のユニバーサルサービスにおけるNTT東日本・西日本の赤字の状況と補てん額の総額は?

A. 令和5年度のNTT東日本・西日本の電話のユニバーサルサービスにおける赤字額は、合計で561億円でした。このうち64億円が令和7年度の補てん額となります。
なお、この補てん額64億円に支援機関事務費の5千万円を加えた合計額が電話会社の負担する第一種負担金となり、支援機関（当協会）が各電話会社から徴収し、NTT東日本・西日本へ交付します。

Q3 令和7年7月以降の番号単価は?

A. 電話会社はそれぞれの会社が使用する電話番号数に応じて第一種負担金を負担することになっています。この第一種負担金の計算で用いられる番号単価（1電話番号当たりの負担額）は法令等に基づき支援機関（当協会）が算定しています。
令和7年1月から6月までの間に適用された番号単価は、月額2円でしたが、同年7月から12月までの間に適用される番号単価は、見直しの結果、月額3円に変更することとなりました。なお、多くの電話会社では、この番号単価を「ユニバーサルサービス料」という形で利用者の皆様に負担いただいています。

Q4 一般利用者への情報提供は?

A. 当協会では、広く利用者の皆様に情報提供する観点から、電話のユニバーサルサービス制度についてのいろいろな情報をホームページで提供しています。
また、電話会社がユニバーサルサービス料として利用者に負担を求めるかどうかについての調査を行い、その情報も公開しています。
（https://www.tca.or.jp/universalservice/pdf/uss_menbername.pdf）

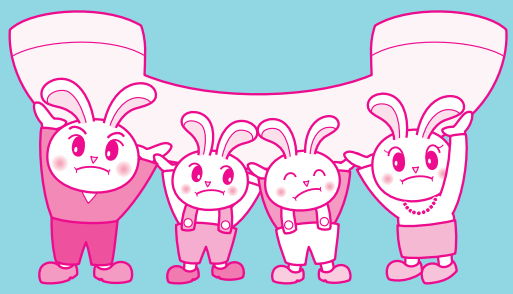

詳しい情報は　当協会ホームページへ　https://www.tca.or.jp/universalservice/

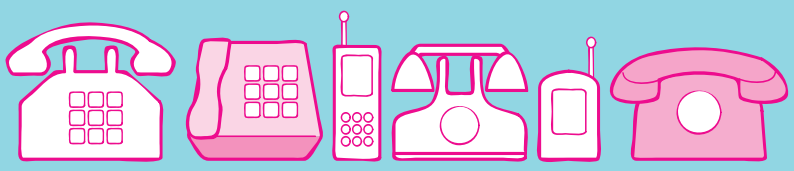

電話のユニバーサルサービス制度についてのお問い合わせ

総務大臣指定　基礎的電気通信役務支援機関
（ユニバーサルサービス支援機関）

一般社団法人　電気通信事業者協会

第一種支援業務室　TEL.0570-021-267／03-3345-4830
（午前9時～午後5時　土・日・祝休日・年末年始を除く）